

KAWASAKI FUEL SYSTEM CLEAN MOTO

安全データシート - JIS Z 7253 : 2019 準拠

発行日: 24/10/2025
S.GHS.JPN.JA

セクション1 化学品及び会社情報

製品に関する情報

製品名	KAWASAKI FUEL SYSTEM CLEAN MOTO
-----	---------------------------------

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途及び使用上の制限	製造者の指示に従い使用すること。
--------------	------------------

供給者の詳細

供給者の会社名称	MOTUL Japan 株式会社
住所	東京都渋谷区広尾1-1-39 恵比寿プライムスクエアタワー9F
電話番号	03-6805-1781
FAX番号	03-3400-1521

緊急連絡電話番号

緊急対応組織	NCEC
緊急電話番号	Taiwan: +886 2 8793 3212, Japan: 0120 015 23, South Korea: +82 2 3479 8401, Australia: +61 2 8014 4558, New Zealand: +64 9 929 1483/0800 446 881 (toll free), The rest of AP Countries: +65 3158 1074 (24 hrs)

セクション2 危険有害性の要約

化学物質又は混合物の分類

分類 ^[1]	引火性液体 区分4, 誤ん有害性 区分1, 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2, 水生環境有害性 短期(急性) 区分3, 水生環境有害性 長期(慢性) 区分3
凡例:	1. ケムウォッッチによる分類; 2. 日本 NITE GHS 分類データベースによる分類

GHSラベル要素

絵表示:	
------	---

注意喚起語 **危険**

危険有害性情報

H227	可燃性液体
H304	飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
H319	強い眼刺激
H412	長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き: 一般

P101	医学的な助言が必要なときには、製品容器やラベルを持っていくこと。
P102	子供の手の届かないところに置くこと。
P103	使用前にラベルをよく読むこと。

注意書き: 安全対策

P210	熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
P273	環境への放出を避けること。
P280	保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
P264	取扱い後は製品が付着した体の部位をよく洗うこと。

注意書き: 応急措置

P301+P310	飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。
P331	無理に吐かせないこと。
P370+P378	火災の場合:消火するために耐アルコール性泡消火薬剤又はたん白泡消火薬剤を使用すること。
P305+P351+P338	眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
P337+P313	眼の刺激が続く場合:医師の診察／手当てを受けること。

注意書き: 保管(貯蔵)

P403	換気の良い場所で保管すること。
P405	施錠して保管すること。

注意書き: 廃棄

P501	内容物／容器は、自治体の規制に従い、認可を受けた有害廃棄物または特別廃棄物の処理施設に廃棄すること。
------	--

セクション3 組成および成分情報

物質

混合物の組成については、以下のセクションを参照してください

混合物

CAS番号	%[重量]	名称
64742-47-8	>60	水素化精製軽質留出物(石油)
112-34-5	>20	<u>2-(2-ブロキシエトキシ)エタノール</u>
64742-94-5	>1	石油留分
128-39-2	<1	<u>2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール</u>
68603-38-3	<1	<u>N, N-ビス(ヒドロキシエチル)脂肪酸(C=1 6～18及び不飽和C=18)アミド</u>
91-20-3	<0.1	ナフタレン

セクション4 応急措置

必要な応急措置の説明

眼に入った場合	<p>眼に入った場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 直ちにきれいな流水で洗浄すること。 ▶ 洗眼は、眼球、瞼の隅々まで水がよく行き渡るように行うこと。 ▶ 速やかに医師の手当てを受けること。痛みが続いたり繰り返す場合は、医師の手当てを受けること。▶ 眼に損傷がある場合、コンタクトレンズの取り外しは、専門家に任せること。
皮膚に付着した場合	<p>皮膚に付着した場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 直ちに汚染された衣類すべて(履物を含む)を脱がせること。 ▶ 流水で皮膚および毛髪を洗浄すること。必要に応じて石鹼を使用すること。▶ 炎症がある場合には、医師の手当を受けること。
吸入した場合	<p>吸入した場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ フュームや燃焼生成物を吸入した場合、汚染区域から退去させること。▶ 患者を寝かせ、体を温め、安静を保つこと。 ▶ 義歯等の装具は、気道を塞ぐおそれがあるため、可能であれば応急措置を施す前に取り外すこと。 ▶ 呼吸が停止している場合は、デマンドバルブ式人工蘇生器、バッグバルブマスク、ポケットマスクなどを使用し、人工呼吸を行うこと。必要に応じて心肺蘇生を行なうこと。 ▶ 病院または医師のもとへ搬送すること。
飲み込んだ場合	<p>飲み込んだ場合、無理に吐かせないこと。</p> <p>嘔吐した場合、気道の確保および誤嚥防止のため、患者を前傾あるいは左側臥位にし、可能であれば頭を下にした状態を保つこと。患者の経過観察を行うこと。</p> <p>▶ 眠気や意識不明状態などの意識低下がみられる場合、水を与えてはならない。</p> <p>▶ 口内を洗い流すために水を与え、その後患者が無理なく飲める量の液体をゆっくりと与えること。</p> <p>▶ 医師の診断を受けること。</p> <p>▶ 牛乳あるいは油を与えないこと。</p> <p>▶ アルコールを与えないこと。</p>

医師に対する特別な注意事項

嘔吐中に誤嚥した(吐瀉物中の)物質により、肺障害を引き起こすことがある。従って、機械的または薬理学的に嘔吐させてはならない。胃内容物を除去する必要があると考えられる場合には、気管内挿管後の胃洗浄を含む機械的法を用いること。経口摂取後に自発的に嘔吐した場合、肺への誤嚥による影響は最長で48時間後に見られることがあるため、呼吸困難の徵候も含めについて患者の経過観察を行うこと。

対症療法を行うこと。

セクション5 火災時の措置

消火剤

- ▶ 泡沫
- ▶ 乾燥化学粉末
- ▶ BCF (規制されていない場合)
- ▶ 二酸化炭素
- ▶ 水スプレーまたは霧 - 大規模火災時のみ

特有の危険有害性

火災の際に避けるべき条件 発火する危険性があるため、硝酸塩、酸化性酸、塩素系漂白剤、ブール用塩素などの酸化剤による汚染を避けること。

消防活動に関する情報

特有の消火方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 消防に通報し、事故の場所と危険有害性に関する情報を伝えること。 ▶ 呼吸装置を備えた全身保護衣を着用すること。 ▶ あらゆる手段を用いて、排水路または水路への漏出物の流入を防ぐこと。 ▶ 水の微細噴霧を利用し、鎮火および火災現場周辺の冷却に努めること。 ▶ 液体が溜まっている場所には水噴霧しないこと。 ▶ 高温であると疑われる容器に接近してはならない。 ▶ 火災にばく露された容器は、安全が確保される場所から水噴霧すること。 ▶ 火の通り道とならない場所に容器を移動すること(安全性が確保できる場合のみ)。
火災及び爆発の危険性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 可燃性である。 ▶ 熱または炎へのばく露による火災の危険性は低い。 ▶ 加熱により、容器の激しい破裂を伴う膨張や分解が生じることがある。 ▶ 燃焼時に分解し、一酸化炭素(CO)の毒性ガスを発生することがある。 ▶ 刺激性の煙を放出することがある。 ▶ 可燃性物質を含むミストは爆発性を有することがある。 <p>燃焼生成物: 二酸化炭素(CO2) 窒素酸化物(NOx) 金属酸化物 有機物の燃焼特有の、その他の熱分解生成物 有毒ガスを放出することがある。 腐食性ガスを放出することがある。</p>

セクション6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

セクション 8 参照

環境に対する注意事項

セクション 12 参照

封じ込め及び浄化の方法及び機材

小規模漏出の場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全ての発火源を除去すること。 ▶ 直ちに全ての漏出物を除去すること。 ▶ 蒸気の吸入、皮膚および目との接触を避けること。 ▶ 保護具を着用し、人体への接触を抑制すること。 ▶ 砂、土、不活性物質またはバーミキュライトを用いて漏出物を吸収し、流出を防ぐこと。 ▶ 拭き取ること。 ▶ 廃棄用の表示がなされた適切な容器へ回収すること。
大規模漏出の場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 現場から人員を退去させ、風上へ移動させること。 ▶ 消防に通報し、事故の場所と危険有害性に関する情報を伝えること。 ▶ 呼吸装置を備えた保護衣および保護手袋を着用すること。 ▶ あらゆる手段を用いて、排水路または水路への漏出物の流入を防ぐこと。 ▶ 禁煙。裸火または発火源の使用禁止。 ▶ 換気量を増やすこと。 ▶ 安全に対処できる場合、漏えいを阻止すること。 ▶ 砂、土、またはバーミキュライトを用いて流出を防ぐこと。 ▶ リサイクル用の表示がなされた容器へ再利用可能な製品を回収すること。 ▶ 砂、土、またはバーミキュライトを用いて残留物を吸収すること。 ▶ 固体残留物を回収し、廃棄用の表示がなされたドラム缶に入れ密封すること。 ▶ 現場を洗浄し、排水路への流入を防ぐこと。 ▶ 排水路または水路の汚染が生じた場合、救急隊に報告すること。

個人用保護具に関する情報については、SDSのセクション8をご参照ください。

セクション7 取扱い及び保管上の注意

安全な取扱のための予防措置

安全取扱注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 容器は、空であっても爆発性蒸気を含んでいることがある。 ▶ 切断、開穴、研磨、溶接等の作業、またそれに類似した作業を、容器上でまたは容器の近くで行ってはならない。 ▶ 製品で濡れた衣服を皮膚に接触したままの状態にしないこと。 <p>エーテルの多くが爆発性の過酸化物を形成するという傾向が、十分に立証されている。エーテル結合に非メチル水素原子が隣接していないエーテルは、比較的安全であると考えられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 残留物には、爆発性を有する爆発性過酸化物が含まれていることがあるため、蒸発による濃縮および乾燥を防ぐこと。 ▶ 静電放電は、いかなるものであれ危険源となる。 ▶ 蒸留処理を行う前に、過剰量の硫酸鉄溶液5%を加えて振り混ぜるか、または活性アルミナでろ過して、微量の過酸化物を除去すること。 ▶ 蒸留すると、保管中に危険有害性が非常に高い過酸化物を形成する非抑制エーテル残留物が生じる。 ▶ すべての残留物に必要量の抑制剤を加えること。 ▶ 活性アルミナ過度過酸化物から溶媒を遊離した後は、速やかにメタノールまたは水などの極性溶剤で過酸化物を脱着させ、安全に廃棄すること。 ▶ 吸入を含む、人体へのあらゆるばく露を避けること。 ▶ ばく露の可能性がある場合は、保護衣を着用すること。
----------	--

Continued...

	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 換気の良い場所で使用すること。 ▶ 窪地および排水だめでの濃縮を避けること。 ▶ 閉所に入る際は、必ず事前に大気検査を行うこと。 ▶ 噴煙、裸火、熱源または発火源となるものを避けること。 ▶ 混触危険物質との接触を避けること。 ▶ この製品を使用するときには、飲食又は喫煙をしないこと。 ▶ 使用時以外は、容器を完全に密封して保管すること。 ▶ 容器の物理的破損を避けること。 ▶ 取り扱い後は、石鹼と水を用いて必ず手を洗うこと。 ▶ 使用した作業着は、他のものと分けて洗濯すること。 ▶ 職業労働規範に従うこと。 ▶ 保存および取り扱いに関する製造者の指示に従うこと。 ▶ 作業環境の安全性を維持するため、空気中の濃度をばく露限度以下に保ち、作業環境を定期的にモニタリングすること。
他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 元の容器のまま保管すること。 ▶ 容器を完全に密封して保管すること。 ▶ 禁煙。裸火または発火源となるものの使用禁止。▶ 換気の良い冷乾所に保管すること。 ▶ 混触危険物質および食品容器から隔離して保管すること。 ▶ 容器の損傷を避け、漏れを定期的に確認すること。 ▶ 保存および取り扱いに関する製造者の指示に従うこと。

混触危険性を含む、安全な保管条件

適切な保管条件	<p>ガラス製容器は少量の保管に適している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 金属缶またはドラム缶 ▶ 製造者が推奨する容器を使用すること。 ▶ すべての容器に明確なラベルが貼り付けられていることおよび漏れがないことを確認すること。
避けるべき保管条件	酸化剤との反応を避けること。

セクション8 ばく露防止及び保護措置

管理パラメータ

許容濃度(OEL)

成分に関する情報

出典	成分	物質名	TWA	STEL	ピーチ	注記
日本産業衛生学会許容濃度	水素化精製軽質留出物(石油)	鉱油ミスト	3 mg/m ³	データ無し	データ無し	発がん性分類: 1
日本作業環境評価基準管理濃度	2, 6 -ジーセルフエノール	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 E=3.0/(1.19Q+1) この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。E 管理濃度(単位 mg/m ³) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率(単位 パーセント) mg/m ³	データ無し	データ無し	データ無し
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	2, 6 -ジーセルフエノール	無機粉塵および有機粉塵 - 総粉塵	8 mg/m ³	データ無し	データ無し	水に不溶または難溶で、かつ他に明らかな毒性の報告がなく適用される許容濃度値がない物質に対して、多量の粉塵の吸入による塵肺を予防する観点から、この値以下とすることが望ましいとされる濃度。そのため、たとえこの濃度以下であっても、未知の毒性による障害発生の可能性があることに留意すること。
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	2, 6 -ジーセルフエノール	線香材料粉塵 - 総粉塵	4 mg/m ³	データ無し	データ無し	データ無し
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	2, 6 -ジーセルフエノール	その他の鉱物性粉塵 - 吸入性粉塵	2 mg/m ³	データ無し	データ無し	データ無し
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	2, 6 -ジーセルフエノール	その他の鉱物性粉塵 - 総粉塵	8 mg/m ³	データ無し	データ無し	データ無し
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	2, 6 -ジーセルフエノール	無機粉塵および有機粉塵 - 吸入性粉塵	2 mg/m ³	データ無し	データ無し	水に不溶または難溶で、かつ他に明らかな毒性の報告がなく適用される許容濃度値がない物質に対して、多量の粉塵の吸入による塵肺を予防する観点から、この値以下とすることが望ましいとされる濃度。そのため、たとえこの濃度以下であっても、未知の毒性による障害発生の可能性があることに留意すること。
日本産業衛生学会 許容濃度	2, 6 -ジーセルフエノール	粉塵	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し
日本作業環境評価基準 管理濃度	ナフタレン	ナフタレン	-O ppm	データ無し	データ無し	データ無し

KAWASAKI FUEL SYSTEM CLEAN MOTO

出典	成分	物質名	TWA	STEL	ピ ー ク	注記
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	ナフタレン	その他の鉱物性粉塵 - 吸入性粉塵	2 mg/m3	データ無し	データ無し	データ無し
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	ナフタレン	その他の鉱物性粉塵 - 総粉塵	8 mg/m3	データ無し	データ無し	データ無し
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	ナフタレン	無機粉塵 および有機粉塵 - 吸入性粉塵	2 mg/m3	データ無し	データ無し	水に不溶または難溶で、かつ他に明らかな毒性の報告がなく適用される許容濃度値がない物質に対して、多量の粉塵の吸入による塵肺を予防する観点から、この値以下とすることが望ましいとされる濃度。そのため、たとえこの濃度以下であっても、未知の毒性による障害発生の可能性があることに留意すること。
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	ナフタレン	無機粉塵 および有機粉塵 - 総粉塵	8 mg/m3	データ無し	データ無し	水に不溶または難溶で、かつ他に明らかな毒性の報告がなく適用される許容濃度値がない物質に対して、多量の粉塵の吸入による塵肺を予防する観点から、この値以下とすることが望ましいとされる濃度。そのため、たとえこの濃度以下であっても、未知の毒性による障害発生の可能性があることに留意すること。
日本産業衛生学会 粉塵の許容濃度	ナフタレン	線香材料粉塵 - 総粉塵	4 mg/m3	データ無し	データ無し	データ無し
日本産業衛生学会 許容濃度	ナフタレン	粉塵	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し

成分	オリジナルIDLH	改訂IDLH
水素化精製軽質留出物(石油)	2,500 mg/m3	データ無し
2-(2-ブロキシエトキシ)エタノール	データ無し	データ無し
石油留分	データ無し	データ無し
2,6-ジ-tert-ブチルフェノール	データ無し	データ無し
N,N-ビス(ヒドロキシエチル)脂肪酸(C=16~18及び不飽和C=18)アミド	データ無し	データ無し
ナフタレン	250 ppm	データ無し

ばく露管理

設備対策	工学的管理(設備対策)は、危険有害性を排除するため、または作業員を危険有害性から防御するために使用される手法である。適切に設計された工学的管理(設備対策)により、通常、作業者が関与することなく、作業者を効果的に保護することができる。 工学的管理(設備対策)の基本: 工程管理 - 作業または作業工程に変更を加え危険性を低減する。 放出源の密閉および/または隔離 - 作業員を物理的危険有害性から隔離する。換気 - 効果的に作業環境の空気を入れ替える。適切に設定されている場合、換気により空気中の汚染物質を排除または希釈することができる。換気システムは、特定の工程および使用する化学物質または汚染物質に合わせて設計する必要がある。 雇用主は、作業員の過剰ばく露を避けるために複数の制御手法を用いる必要がある。 通常、局部排気装置を必要とする。過剰ばく露の可能性がある場合は、認可を受けた呼吸用保護具を着用する。安全性を確保するために、保護具は正しく装着することが重要である。特定の環境下では送気マスクを必要とすることがある。安全性を確保するために、保護具は正しく装着することが重要である。 場合によっては、認可を受けた自給式呼吸器(SCBA)を必要とすることがある。 倉庫あるいは閉鎖的な保管場所では、十分な換気を行うこと。汚染物質を効果的に除去するために必要となる新鮮な循環空気の「制御風速」は、作業場で発生する汚染物質を含む空気の「脱出」速度により異なる。	
	汚染物質の種類:	気流速度:
	(静止空気中において)タンクから蒸発した溶剤、蒸気、脱脂剤など	0.25-0.5 m/秒 (50-100 f/分)
	注入作業、断続的な容器充填、低速コンベア輸送、溶接、飛散、めっき(酸性ガス)、酸洗いから生じるエアゾール、ガス(発生源からの緩やかな放出)	0.5-1 m/秒 (100-200 f/分)
	直接噴霧、小型ブースでのスプレー塗装、ドラム缶充填、コンベヤー荷積み、粉碎粉じん、ガス放出(気流が速い場所への放出)	1-2.5 m/秒 (200-500 f/分)
	研削、吹き付け加工、タンブリング、高回転機器から発生する粉じん(気流が非常に激しく速い場所への高初速度での放出)	2.5-10 m/秒 (500-2000 f/分)
各範囲における最適値の決定要素:		
	下限値	上限値
	1: 室内空気流が最少または捕捉しやすい	1: 室内空気流が乱れている
	2: 汚染物質の毒性が低いまたは抑制的効果のみを有する	2: 污染物質の毒性が高い

Continued...

KAWASAKI FUEL SYSTEM CLEAN MOTO

	3: 発生が断続的で少量 4: 大型排気フードまたは空気流量が多い	3: 発生量が多く、使用頻度が高い 4: 小型排気フードまたは局所制御のみ
理論的には、単一の吸入パイプの開口部から遠くなるにつれ、気流速度は急速に落ちる。一般的に、速度は吸入口からの距離の二乗に比例して減少する(単純なプロセスの場合)。したがって、吸入口における気流速度は、汚染源からの距離を考慮して調節すべきである。例えば、吸入口から2m離れたタンクで発生した溶剤を吸引するには、吸入ファンの気流速度は、最低1~2m/秒(200~400ft/分)であるべきである。吸入装置の機能に欠陥を生じるような機械的因素を考慮すると、吸入システムを導入もしくは使用する際には、理論上の気流速度に10以上の係数をかけることが不可欠である。	保護具	   
眼/顔面の保護	▶ サイドシールド付きの保護眼鏡。 ▶ ケミカルゴーグル。[AS/NZS 1337.1, EN166 または国内同等規格] ▶ コンタクトレンズの使用は、特殊な危険有害性を引き起こすことがある; ソフトコンタクトレンズは、刺激物を吸収・濃縮することがある。レンズの装用および使用制限を明記した方針文書を作業の種類または場所ごとに作成しておくこと。当該文書には、レンズによる使用化学物質群の吸収および吸着に関する評価結果、および障害例の記録等を掲載すること。医療関係者や救急隊員はレンズの取り外しについての訓練を受け、同時に適切な器具を速やかに使用できるよう準備しておくべきである。化学物質へのばく露時には、直ちに洗眼し、速やかにレンズを取り外すこと。眼の発赤または刺激の初期兆候が見られる場合には、レンズを取り外すこと - レンズの取り外しは、清潔な環境において、手をよく洗ってから行なうべきである。[CDC NIOSH Current Intelligence Bulletin 59].	
皮膚の保護	以下の手の保護具を参照してください。 ▶ ポリ塩化ビニル製などの化学用保護手袋を着用すること。 ▶ ゴム製などの安全靴または安全長靴を着用すること。 適切な手袋の選択は、材質だけでなく、製造業者間で異なる品質保証にも注意する必要がある。化学品が複数の化学物質の調剤である場合、手袋材質の耐久性は事前に計算することができず、したがって、使用前に確認しておくことが重要である。 物質に対する正確な破過時間は、保護手袋製造業者から得ることができ、最終的な選択の際に重視するものである。 個人衛生は効果的な手の保護の重要な要素である。手袋は清潔な手に着用する必要がある。手袋使用後は、手を洗浄し、完全に乾燥させる必要がある。無香料の保湿剤を使用することが望ましい。 手袋種類の適合性と耐久性は使用用途による。手袋の選定における重要な要因は次のとおりである: ・接触頻度および時間。 ・手袋材料の耐化学品性、 ・手袋の厚さ、 ・作業性 関連する規格に適合した手袋を使用すること(欧洲EN374、US F739、AS/NZS 2161.1または国内同等規格等)。 ・長期使用または高頻度の繰り返し接触が発生する場合、保護クラス5以上の手袋の使用が望ましい(EN374、AS/NZS 2161.1または国内同等規格による計測で、破過時間240分を超えるもの)。 ・短時間の接触のみ予定されている場合、保護クラス3以上の手袋の使用が望ましい(EN374、AS/NZS 2161.1または国内同等規格による計測で、破過時間60分を超えるもの)。 ・手袋に使用されるポリマー種類には、動作による影響が少ないものがあり、長期使用の際にはこのことを考慮するべきである。 ・汚染された手袋は交換すること。 あらゆる用途で、ASTM F-739-96に定義されているように、手袋は次のように評価されている: ・優良 破過時間 > 480分 ・良 破過時間 > 20分 ・可 破過時間 < 20分 ・推奨しない 手袋材料の劣化時 一般的用途では、通常0.35mmより厚い手袋が推奨される。 手袋の透過性は材質の構造に依存し、厚さは必ずしも特定の化学品に対する耐性を表すものではないことに注意が必要である。そのため、手袋は、作業要件を考慮し、破過時間の知識に基づき選択されるべきである。 手袋の厚さはまた、製造業者、手袋種類またはモデルにより異なることがある。したがって、作業に最も適した手袋を選択するためには、製造業者の技術データを常に考慮すべきである。 注意: 実行中の作業により、様々な厚さの手袋が、特定の作業を行なうために必要となる場合がある。例: ・薄手の手袋(0.1mm以下まで)は、手先の器用さが要求される作業時に推奨される。しかし、このタイプの手袋は、短い保護時間のみ考慮されており、通常は使い捨てが想定される。 ・厚手の手袋(3mm以上)は、摩耗または穿刺の可能性がある。機械的(および化学的)リスクがある作業時に推奨される。 手袋は清潔な手に着用する必要がある。手袋使用後は、手を洗浄し、完全に乾燥させる必要がある。無香料の保湿剤を使用することが望ましい。	
手/足の保護	以下の他の保護具を参照してください。	
身体の保護	以下他の保護具を参照してください。	
他の保護	▶ 防護用密閉服(つなぎ型) ▶ 塩化ビニル製エプロン ▶ 保護クリーム ▶ 皮膚洗浄クリーム ▶ 洗眼用設備	

呼吸用保護具

A-P タイプフィルタ (十分な容量を有するもの)

呼吸ゾーンでのガス／粒子の濃度が「暴露基準」(またはES)に達するか、それを上回る場合、呼吸器保護が必要となる。

必要とされる保護の度合いは面体およびフィルターの等級によって異なり、保護の種類はフィルターのタイプにより異なる。

防護係数	ハーフフェイス呼吸器	フルフェイス呼吸器	電動ファン付き呼吸器
10 x ES	A-AUS P2	-	A-PAPR-AUS P2
50 x ES	-	A-AUS P2	-
100 x ES	-	A-2 P2	A-PAPR-2 P2 ^

^—フルフェイス

緊急事態時に現場に進入する場合、または酸素濃度や蒸気濃度が不明なエリアでは、カートリッジ式呼吸器用保護具を使用しないこと。カートリッジ式呼吸器用保護具を着用しているにも関わらず、なんらかの臭いを察知した場合は、直ちにその汚染区域から退去すること。臭いを察知した場合、その呼吸器用保護具が適切に機能していない、蒸気濃度が非常に高い、または、保護具が着用者に合っていないことが考えられる。このようにカートリッジ式呼吸器用保護具の使用には制限があるため、適切な状況においてのみ使用が認められている。

セクション9 物理的及び化学的性質

物理的および化学的性質に関する基本情報

外観	データ無し		
物理状態	液体	相対密度 (水 = 1)	0.84
臭い	特異臭	n-オクタノール/水分配係数	データ無し
嗅覚閾値	データ無し	自然発火点 (°C)	> 200
pH	該当しない	分解温度 (°C)	データ無し
融点/凝固点 (°C)	該当しない	動粘性率 (cSt)	< 7 @40 °C
沸点/初留点/沸点範囲 (°C)	178-209	モル質量 (g/mol)	該当しない
引火点 (°C)	74	味	データ無し
蒸発速度	データ無し	爆発性	データ無し
可燃性	可燃性	酸化特性	データ無し
爆発上限界 (%)	データ無し	表面張力 (dyn/cm or mN/m)	データ無し
爆発下限界 (%)	データ無し	揮発性成分 (%vol)	データ無し
蒸気圧 (kPa)	データ無し	ガスグループ	データ無し
溶解度	不溶	pH (溶液) (1%)	該当しない
相対ガス密度 (空気 = 1)	データ無し	揮発性有機化合物 g/L	データ無し
燃焼熱 (kJ/g)	データ無し	着火距離 (cm)	データ無し
炎の高さ (cm)	データ無し	炎の持続時間 (秒)	データ無し
密閉空間での着火時間相当 (秒/立方メートル)	データ無し	密閉空間での着火爆燃密度 (グラム/立方メートル)	データ無し
ナノフォーム溶解度	データ無し	ナノフォーム粒子特性	データ無し
粒子サイズ	データ無し		

セクション10 安定性及び反応性

反応性	セクション 7 参照
化学的安定性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 混触危険性物質が存在する。 ▶ 製品は安定していると考えられる。 ▶ 危険な重合反応は起こらないと考えられる。
危険有害反応可能性	セクション 7 参照
避けるべき条件	セクション 7 参照
混触危険物質	セクション 7 参照
危険有害な分解生成物	セクション 5 参照

セクション11 有害性情報

毒物学的影響に関する情報

a) 急性毒性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
b) 皮膚腐食性／刺激性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
c) 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	この材料を目に害を及ぼすまたは刺激的なものとして分類するのに十分な証拠があります
d) 呼吸器感作性又は皮膚感作性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
e) 生殖細胞変異原性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
f) 発がん性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
g) 生殖毒性	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
h) 特定標的臓器毒性(単回ばく露)	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
i) 特定標的臓器毒性(反復ばく露)	利用可能なデータに基づいて、分類基準は満たされていません。
j) 誤えん有害性	この材料を吸引危険性があると分類するのに十分な証拠があります

吸入した場合	通常の取り扱い下で発生したエアゾール(ミスト、ガス)の吸入により、人への健康障害が生じることがある。呼吸器刺激性を引き起こす可能性があることが認められている。このような刺激性に対する身体反応により、深刻な肺障害を引き起こす可能性がある。 高温では吸入による危険性が高まる。 中枢神経系(CNS)障害の症状では、一般的な不快感、めまい、頭痛、吐き気、麻酔効果、反応時間低下および言語障害などの症状が診られることがあります、また意識不明に至ることもある。重度の中毒により呼吸障害に至り、命にかかわることがある。 高濃度ガス／蒸気の吸入により、咳や吐き気を伴う肺炎症、頭痛やめまいを伴う神経衰弱、反射神経の鈍化、倦怠感および協調運動失調を引き起こす。
飲み込んだ場合	液体を飲み込んだ場合、化学性肺炎を伴う肺への誤嚥が生じることがある。これは、深刻な健康障害をもたらす危険性がある。 (ICSC13733) 本物質を誤って経口摂取した場合、身体に害を及ぼすことがある。
皮膚に付着した場合	開放創、擦り傷または炎症がある場合は、皮膚への接触を避けること。 切創、擦り傷または病変部などを通じて血流に侵入すると、悪影響を及ぼす全身性疾患を引き起こすことがある。使用前に皮膚を検査し、あらゆる外傷を適切に保護しておくこと。 皮膚疾患がある場合、症状を悪化させることがある。

KAWASAKI FUEL SYSTEM CLEAN MOTO

眼に入った場合	本物質は、一部の人に対して皮膚の炎症を引き起こす可能性があることが認められている。	
ヒトに対する眼刺激性のおそれや、眼に入ってから24時間以上経過後に眼障害を生じる恐れのあることが認められている。痛みを伴う重度の炎症を引き起こすことが予想される。角膜に損傷を与えることがある。迅速かつ適切な治療を行わなければ、恒久的な失明に至ることがある。反復ばく露により結膜炎を生じる可能性がある。		
慢性毒性	皮膚への長期または反復ばく露により、ひび割れ、炎症および皮膚炎を伴う乾燥を引き起こすことがある。 反復または長期的な職業ばく露により物質が体内に蓄積し、その結果身体に害を及ぼすことがある。 混合炭化水素に対する継続的あるいは長期ばく露により、めまい、衰弱および視覚障害を伴う知覚まひ、体重減少や脱力感、肝臓や腎臓の機能低下を引き起こすことがある。皮膚へのばく露は、皮膚の乾燥、ひび割れおよび発赤を引き起こすことがある。低分子量炭化水素に対する慢性ばく露により、肝臓や腎臓障害とともに、神経障害、抹消神経障害、骨髄機能不全、精神障害を引き起こす可能性がある。 軽度の水素化処理精製油(主にパラフィン)をマウス皮膚に反復塗布したところ、皮膚腫瘍が誘発された。重度に水酸化処理された精製油では、皮膚腫瘍の誘発は生じなかった。 慢性的な溶剤吸入ばく露により、は神経系障害および肝臓や血液の変性を引き起こすことがある。[PATTYS]	
KAWASAKI FUEL SYSTEM CLEAN MOTO	毒性 データ無し	刺激性 データ無し
水素化精製軽質留出物(石油)	毒性 吸入(ラット) LC50; >4.3 mg/l4h ^[1] 経口(ラット) LD50; >5000 mg/kg ^[2] 経皮(ウサギ)LD50: >2000 mg/kg ^[1]	刺激性 皮膚:有害作用が認められる(刺激性) ^[1] 眼: 有害作用は認められない (刺激性なし) ^[1]
2-(2-ブロキシエトキシ)エタノール	毒性 経口(ラット) LD50; 5660 mg/kg ^[2] 経皮(ウサギ)LD50: 4120 mg/kg ^[2]	刺激性 皮膚: 有害作用は認められない (刺激性なし) ^[1] 眼 (げっ歯類 - 兔): 20mg - 厳しい 眼 (げっ歯類 - 兔): 20mg/24H - 適度 眼: 有害作用が認められる(刺激性) ^[1]
石油留分	毒性 吸入(ラット) LC50; >0.003 mg/L4h ^[1] 経口(ラット) LD50; >2000 mg/kg ^[1] 経皮(ウサギ)LD50: >2000 mg/kg ^[1]	刺激性 皮膚 (げっ歯類 - 兔): 500uL/24H - 軽度 皮膚 (げっ歯類 - 兔): 500uL/24H - 適度 皮膚: 有害作用は認められない (刺激性なし) ^[1] 皮膚:有害作用が認められる(刺激性) ^[1] 眼 (げっ歯類 - 兔): 100uL/24H - 適度 眼: 有害作用は認められない (刺激性なし) ^[1] 眼:有害作用が認められる(刺激性) ^[1]
2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	毒性 経口(ラット) LD50; >5000 mg/kg ^[1] 経皮(ラット)LD50: >1000 mg/kg ^[2]	刺激性 皮膚 (げっ歯類 - 鼠): 0.5mL - 適度 皮膚:有害作用が認められる(刺激性) ^[1] 眼: 有害作用は認められない (刺激性なし) ^[1]
N, N-ビス(ヒドロキシエチル)脂肪酸(C=1 6 ~ 1 8及び不飽和C=1 8)アミド	毒性 経口(ラット) LD50; >3000 mg/kg ^[1] 経皮(ウサギ)LD50: >2000 mg/kg ^[1]	刺激性 皮膚:有害作用が認められる(刺激性) ^[1] 眼: 有害作用が認められる(刺激性) ^[1]
ナフタレン	毒性 吸入(ラット) LC50; >0.4 mg/l4h ^[1] 経口(ラット) LD50; 490 mg/kg ^[2] 経皮(ラット)LD50: >2500 mg/kg ^[2]	刺激性 皮膚 (げっ歯類 - 兔): 0.05mL/24H - 厳しい 皮膚 (げっ歯類 - 兔): 495mg - 軽度 皮膚: 有害作用は認められない (刺激性なし) ^[1] 眼 (げっ歯類 - 兔): 100mg 眼: 有害作用は認められない (刺激性なし) ^[1]
凡例:	1. 欧州ECHA登録物質 - 急性毒性 - から得られた値。2.*の値は製造者のSDSから得られた値。特に注記のないデータはRTECSから抽出した値。	
2-(2-ブロキシエトキシ)エタノール	重度の眼刺激性を有し、強い炎症を引き起こすことがある。刺激性物質への反復または長期ばく露は、結膜炎を引き起こすことがある。	
石油留分	石油には芳香族炭化水素(ベンゼン、トルエン、エチルベンゼン、ナフタレン)と脂肪族炭化水素(n-ヘキサン)が含まれており、これらはがん、腫瘍形成、聴覚損失、および神経系の毒性など、さまざまな有害な健康影響を引き起こす可能性があります。 動物実験によると、石油を吸い込むと肝臓と腎臓の腫瘍が発生することがわかっていますが、これらは人間にとては関係がないとされています。同様に、一生涯にわたるガソリンへの曝露は動物では腎臓がんを引き起こすことがありますか、人間における関連性は疑問視されています。 ガソリンに関するほとんどの研究では、遺伝子変異を引き起こさないことが示されており、最近の生体実験(ガソリンスタンドの従業員など)を含むすべての最新研究も同様です。 動物実験では、トルエンの濃度(>0.1%)が胎児の発達に低体重や神経系への発育毒性などの影響を与えることが示されています。一方、他の研究では胎児に有害な影響は見られません。 石油との長時間の接触は皮膚の炎症を引き起こし、他の物質の刺激や浸透に対して肌をより感受性が高くなります。	

	<p>以下の情報は、グループとしての接触アレルゲンに関するものであり、この製品に固有のものではない場合がある。</p> <p>アレルギー性物質に接触することで、接触湿疹(まれに、じんましん、またはクインク浮腫)が即座に発症する。接触湿疹の発症は、遅延型の細胞媒介(Tリンパ球)免疫反応を伴う。接触じんましんなどの他のアレルギー性皮膚反応は、抗体媒介免疫反応を伴う。接触性アレルゲンの深刻さは、物質が潜在的に有する感作性によって特定されるだけでなく、接触した部位および接触頻度なども重要な要因となる。広く使用されている弱感作性物質は、少數にのみばく露する強感作性物質よりも、重大なアレルギー性物質であると考えられている。臨床的に判断し、被験者の1%以上にアレルギー性反応が診られた場合、その物質は要注意物質とみなされる。</p> <p>物質へのばく露後、喘息に似た症状が数ヶ月ないし数年にわたり続くことがある。これは、高濃度の高刺激性物質へのばく露後に発症することがある、反応性気道機能不全症候群(RADS)として知られる非アレルギー性疾患による可能性がある。RADSを診断するための主な基準には、非アトピー性の個人に気道疾患の病歴がなく、刺激性物質へのばく露が確認されてから数分から数時間以内に持続性喘息様症状が突然発症することが挙げられる。RADSを診断するための他の基準には、肺機能検査での可逆性の気道閉塞、メタコリン負荷試験の中等度から重度の気管支過敏性、および好酸球增多症を伴わない最小限のリンパ球性炎症の欠如が挙げられる。刺激性物質の吸入によって引き起こされるRADS(または喘息)は、刺激性物質の濃度およびばく露時間と関連を持つ稀な疾患である。一方、産業性気管支炎は、高濃度の刺激性物質(主に粒子)へのばく露が原因で起こる疾患であるが、ばく露停止後は、完全に可逆的である。特徴的な症状として、呼吸困難、咳、粘液産生が挙げられる。</p>
N, N-ビス(ヒドロキシエチル)脂肪酸(C=16~18及び不飽和C=18)アミド	<p>試験によると、脂肪酸アミド「コカアミドDEA」は職業性のアレルギー性接触皮膚炎を引き起こし、当該物質に対するアレルギーがより一般化してきている。</p> <p>アルカノールアミドは、ジエタノールアミンと長鎖脂肪酸メチルエステルの組合により製造される。アルカノールアミドは、既存の汚染あるいはニトロソ化剤が存在すると、ニトロソアミンを生成しやすい。化粧品指令(2000)によると、N-ニトロソアミンを生成するリスクがあるため、コカアミドDEAをニトロソ化剤とともに製品に使用してはならない。化粧品における脂肪酸ジアルカノールアミドの最大許容濃度は、5%である。動物試験では、N-ニトロソアミンが発がん性を有することが確認されている。コカアミドDEAまたはその他のFAAsが突然変異を引き起す可能性は、動物試験において確認されていない。</p>
ナフタレン	<p>眼刺激性を有し、長期ばく露により炎症を引き起こすことがある。刺激性物質への反復または長期ばく露は、結膜炎を引き起こすことがある。</p> <p>長期または反復ばく露により、皮膚に刺激を与えることがあり、皮膚に接触した場合、皮膚の発赤、腫れ、小水疱形成、落屑および肥厚を引き起こすことがある。</p> <p>警告:IARCにより、グループ2B「ヒトに対して発がん性がある可能性がある」物質に分類される。</p>
水素化精製軽質留出物(石油)& N, N-ビス(ヒドロキシエチル)脂肪酸(C=16~18及び不飽和C=18)アミド	文献調査では、有意な急性毒性データは確認されていない。
水素化精製軽質留出物(石油)& 石油留分	<p>動物実験によれば、通常の、枝分かれした、および環状のバラフィンは消化管から吸収され、n-バラフィンの吸収は炭素鎖の長さに反比例し、C30を超えての吸収はほとんどありません。ミネラルオイルに存在する可能性のある炭素鎖の長さに関しては、n-バラフィンはイソまたはシクロバラフィンよりも大きく吸収される可能性があります。</p> <p>さまざまな種で消化管において炭化水素の主要なクラスが良く吸収されます。多くの場合、疎水性の炭化水素は食事中の脂肪と共に摂取されます。一部の炭化水素は腸リンパにおけるリボ蛋白粒子として変化せずに現れることがあります、ほとんどの炭化水素は脂肪から部分的に分離し、腸細胞で代謝されます。腸細胞は、脂肪組織や肝臓などの末梢組織に変化せずに沈着される炭化水素の割合を決定する上で重要な役割を果たす可能性があります。</p>

内分泌かく乱作用

内分泌かく乱作用を示す証拠は、最新の文献では見つかっていない。

セクション12 環境影響情報

生態毒性

KAWASAKI FUEL SYSTEM CLEAN MOTO	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し
水素化精製軽質留出物(石油)	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	NOEC(ECx)	3072h	魚類	1mg/l	1
	LC50	96h	魚類	2.2mg/L	4
2-(2-ブロキシエトキシ)エタノール	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	EC50	96h	藻類または他の水生植物	>100mg/l	1
	EC50	72h	藻類または他の水生植物	1101mg/l	2
	NOEC(ECx)	96h	藻類または他の水生植物	>=100mg/l	1
	EC50	48h	甲殻類	>100mg/l	1

Continued...

KAWASAKI FUEL SYSTEM CLEAN MOTO

	LC50	96h	魚類	1300mg/l	2
石油留分	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	EC50	96h	藻類または他の水生植物	11.7mg/l	2
	EC50	72h	藻類または他の水生植物	<1mg/l	1
	EC50(ECx)	48h	甲殻類	0.95mg/l	1
	LC50	96h	魚類	0.58mg/l	2
	EC50	48h	甲殻類	0.95mg/l	1
2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	EC50	96h	藻類または他の水生植物	0.56mg/l	2
	EC50	72h	藻類または他の水生植物	0.51mg/l	2
	NOEC(ECx)	504h	甲殻類	0.035mg/l	2
	EC50	48h	甲殻類	0.45mg/l	1
	LC50	96h	魚類	>0.1mg/l	2
N, N-ビス(ヒドロキシエチル)脂肪酸(C=16~18及び不飽和C=18)アミド	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	NOEC(ECx)	96h	魚類	0.3mg/l	2
	LC50	96h	魚類	1.2mg/l	2
	EC50	48h	甲殻類	0.9mg/l	2
ナフタレン	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	BCF	1344h	魚類	23-146	7
	EC50	72h	藻類または他の水生植物	ca.0.4mg/L	1
	LC50	96h	魚類	0.213mg/L	4
	EC50	48h	甲殻類	1.09-3.4mg/l	4
	EC50(ECx)	0.05h	甲殻類	<0.001mg/L	4

凡例: 1. IUCLID毒性データ 2. 欧州ECHA登録物質 - 生態毒性情報 - 水生毒性 4. 米国環境保護庁, Ecotoxデータベース - 水生毒性データ 5. ECETOC水生環境有害性評価データ 6. NITE(日本)-生物濃縮性データ 7. METI(日本)-生物濃縮性データ 8. ベンダーデータ から抽出

水生生物に対して有害であり、水生環境中で長期にわたり悪影響を及ぼすことがある。
下水道または水路に排出しないこと。

残留性・分解性

成分	残留性: 水域/土壤	残留性: 大気
2-(2-ブロキシエトキシ)エタノール	低	低
2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	高	高
ナフタレン	高 (半減期 = 258 日)	低 (半減期 = 1.23 日)

生体蓄積性

成分	生物濃縮性
水素化精製軽質留出物(石油)	低 (BCF = 159)
2-(2-ブロキシエトキシ)エタノール	低 (BCF = 0.46)
石油留分	低 (BCF = 159)
2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	高 (LogKOW = 4.92)
N, N-ビス(ヒドロキシエチル)脂肪酸(C=16~18及び不飽和C=18)アミド	高 (LogKOW = 6.42)
ナフタレン	高 (BCF = 18000)

土壤中の移動性

成分	移動性
2-(2-ブロキシエトキシ)エタノール	低 (Log KOC = 10)
2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	低 (Log KOC = 14220)
ナフタレン	低 (Log KOC = 1837)

内分泌かく乱作用

内分泌かく乱作用を示す証拠は、最新の文献では見つかっていない。

その他の有害影響

オゾン層破壊作用を示す証拠は、最新の文献では見つかっていない。

セクション13 廃棄上の注意

廃棄方法

製品／容器／包装の廃棄方法

- ▶ 器具の洗浄に用いた洗浄水は排水路に流入させないこと。
- ▶ 器具の洗浄に用いた洗浄水は、排出する前にすべて回収し適切な処理を施す必要がある。
- ▶ 下水道への排出は国内法規制の対象となることがあるため、常に、その国内法規制の要件を考慮しなければならない。
- ▶ 不明な点は、担当当局に問い合わせること。
- ▶ 製造者にリサイクルの可否を問い合わせ、可能な場合はリサイクルすること。
- ▶ 廃棄する場合は廃棄物の処理を管理している都道府県・市町村に問い合わせること。
- ▶ 残留物は、認可を受けた処分場で焼却または埋立処分すること。
- ▶ 容器は、可能であれば再生利用、もしくは認可を受けた埋立処分場に廃棄すること。

セクション14 輸送上の注意

要求されるラベル

海洋汚染物質	該当しない
--------	-------

陸上輸送 (UN): 危険物輸送規制対象外

航空輸送 (ICAO-IATA / DGR): 危険物輸送規制対象外

海上輸送 (IMDG-Code / GGVSee): 危険物輸送規制対象外

14.7. IMO規則による海上ばら積み輸送

14.7.1. MARPOL 附属書II 及び IBC コードによるばら積み輸送

該当しない

14.7.2. MARPOL 附属書V 及び IMSBC コードによるばら積み輸送

製品名	グループ
水素化精製軽質留出物(石油)	データ無し
2-(2-ブロキシエトキシ)エタノール	データ無し
石油留分	データ無し
2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	データ無し
N, N-ビス(ヒドロキシエチル)脂肪酸(C=16~18及び不飽和C=18)アミド	データ無し
ナフタレン	データ無し

14.7.3. IGC コードによるばら積み輸送

製品名	輸送タイプ
水素化精製軽質留出物(石油)	データ無し
2-(2-ブロキシエトキシ)エタノール	データ無し
石油留分	データ無し
2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	データ無し
N, N-ビス(ヒドロキシエチル)脂肪酸(C=16~18及び不飽和C=18)アミド	データ無し
ナフタレン	データ無し

セクション15 適用法令

労働安全衛生法	名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 文書の交付									
	政令名称	政令番号								
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)		規則別表第2の1972								
ジエチレングリコールモノブチルエーテル		規則別表第2の729								
石油ナフサ		規則別表第2の1142								
名称等を表示すべき危険物及び有害物										
規則別表第2の1972	政令名称	政令番号								
	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)	規則別表第2の1972								
規則別表第2の729	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	規則別表第2の729								
	石油ナフサ	規則別表第2の1142								
製造の許可を受けるべき有害物										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>政令名称</th><th>政令番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当しない</td><td>該当しない</td></tr> </tbody> </table>			政令名称	政令番号	該当しない	該当しない				
政令名称	政令番号									
該当しない	該当しない									
関連する法令・条例										
<table border="1"> <tbody> <tr><td>危険物 - 酸化性の物</td><td>該当しない</td></tr> <tr><td>危険物 - 引火性の物</td><td>該当しない</td></tr> <tr><td>有機溶剤</td><td>該当しない</td></tr> <tr><td>特定化学物質</td><td>該当しない</td></tr> </tbody> </table>			危険物 - 酸化性の物	該当しない	危険物 - 引火性の物	該当しない	有機溶剤	該当しない	特定化学物質	該当しない
危険物 - 酸化性の物	該当しない									
危険物 - 引火性の物	該当しない									
有機溶剤	該当しない									
特定化学物質	該当しない									
PRTR - 化管法	化管法(令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象)									
	分類	政令名称	管理番号							
第1種指定化学物質		ジエチレングリコールモノブチルエーテル	627							
毒物及び劇物取締法		該当しない								
化審法	優先評価化学物質	2-(2-ブロキシエチル)エタン-1-オール(別名ジエチレングリコールモノブチルエーテル), N,N-二ブロキシエチルアルカンアミド(C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-N,N-二ブロキシエチルオクタデカ-9-エンアミド又は(9Z, 12Z)-N,N-二ブロキシエチルオクタデカ-9, 12-ジエンアミド, ナフタレン								
	第1種特定化学物質	該当しない								
	第2種特定化学物質	該当しない								
	監視化学物質	該当しない								
	一般化学物質	ジアルキル(C=1~5)フェノール, ジアルキル(C=3~9)フェノール								
日本消防法	引火性液体 第4類 第3石油類 危険等級III									
国別インベントリ		状況								
オーストラリア - AIIC / オーストラリア非工業用	Listed or exempted									
中国 - IECSC	Listed or exempted									
日本 - ENCS	Listed or exempted									
韓国 - KECI	Listed or exempted									
ニュージーランド - NZIoC	Listed or exempted									
フィリピン - PICCS	Listed or exempted									
台湾 - TCSI	Listed or exempted									

セクション16 その他の情報

他の情報

SDS(安全データシート)は危険性の伝達ツールであり、リスク評価の支援に使用されるべきです。報告された危険性が職場または他の環境でのリスクであるかどうかは多くの要因によって決まります。リスクは露出シナリオを参照して決定されることがあります。使用スケール、使用頻度、および現行または利用可能な技術的制御が考慮される必要があります。

定義および略語

- ▶ PC-TWA: 時間加重平均許容濃度
- ▶ PC-STEL: 短時間ばく露限界許容濃度
- ▶ IARC: 国際がん研究機関
- ▶ ACGIH: 米国産業衛生専門家会議
- ▶ STEL: 短時間ばく露限界値
- ▶ TEEL: 一時の緊急ばく露限
- 度▶ IDLH: 脱出限界濃度
- ▶ ES: ばく露基準
- ▶ OSF: 臭気安全係数
- ▶ NOAEL: 無毒性量
- ▶ LOAEL: 最小毒性量
- ▶ TLV: 許容濃度
- ▶ LOD: 検出限界値
- ▶ OTV: 臭気検知閾値
- ▶ BCF: 生物濃縮係数
- ▶ BEI: 生物学的ばく露指標
- ▶ DNEL: 遷出された無効レベル
- ▶ PNEC: 予測される無効濃度
- ▶ MARPOL: 船舶からの汚染防止のための国際条約
- ▶ IMSBC: 国際海上固体バラ貨物コード
- ド▶ IGC: 国際ガス運搬船コード
- ▶ IBC: 国際バルク化学品コード
- ▶ AIIC: オーストラリア工業化学品インベントリ
- ▶ DSL: 国内物質リスト
- ▶ NDSL: 非国内物質リスト
- ▶ IECSC: 中国現有化学物質名録
- ▶ EINECS: 歐州既存商業化学物質インベントリ
- ▶ ELINCS: 歐州届出化学物質リスト
- ▶ NLP: もはやポリマーとみなされない物質のリスト
- ▶ ENCS: E既存化学物質 / 新規公示化学物質
- ▶ KECI: 韓国既存化学物質目録
- ▶ NZIoC: ニュージーランド化学物質インベントリ
- ▶ PICCS: フィリピン化学品および化学物質インベントリ▶ TSCA: 有害物質規制法
- ▶ TCSI: 台湾既存化学物質インベントリ
- ▶ INSQ: 國家化学物質インベントリー
- ▶ NCI: 國家化学品インベントリ
- ▶ FBEPH: ロシア 潜在的に有害性のある化学物質及び生物学的物質リスト